本号で公布された法令のあらまし

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（法律第三号）（総務省）

1　過疎地域の要件の追加

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域として、次のいずれかに該当し（ただし、㈠、㈡又は㈢に該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成一七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。）、かつ、財政力指数で平成一八年度から平成二〇年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下である市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を追加することとした。（第二条第一項第二号関係）

㈠　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三五年の人口から当該市町村人口に係る平成一七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三五年の人口で除して得た数値（以下「四五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

㈡　四五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成一七年の人口のうち六五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

㈢　四五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成一七年の人口のうち一五歳以上三〇歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

㈣　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五五年の人口から当該市町村人口に係る平成一七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

2　過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

㈠　過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「自立促進都道府県計画」という。）の策定の義務付けを廃止することとした。（第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項関係）

㈡　自立促進方針等に定めるべき事項を例示化することとした。（第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項関係）

㈢　過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができるものとし、要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めることとした。（第五条第五項及び第六項関係）

㈣　過疎地域の市町村が、市町村計画を定めようとするときに、あらかじめ都道府県に協議しなければならない事項を限定することとした。（第六条第四項関係）

㈤　過疎地域の市町村のみでは設置することが困難な公共下水道の幹線管渠等の整備に係る都道府県代行制度について、市町村から国土交通大臣への申請の際の都道府県への事前協議を廃止することとした。（第一五条関係）

3　過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充

㈠　地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、認定こども園、図書館及び太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるものを追加することとした。（第一二条第一項第一一号、第一四号及び第一七号関係）

㈡　地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設のうち小中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅等についての統合要件を撤廃することとした。（第一二条第一項第一三号関係）

㈢　地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第二四一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。）の実施につき市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができることとした。（第一二条第二項関係）

4　減価償却の特例の拡充

租税特別措置法の定める特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）を追加することとした。（第三〇条関係）

5　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、情報通信技術利用事業を追加することとした。（第三一条関係）

6　期限の延長

この法律の有効期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条関係）

7　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。ただし、6については、公布の日から施行することとした。

◇平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七号）（内閣府本府）

1　平成二一年八月八日から同月一一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に対し農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十一年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八号）（内閣府本府）

1　平成二一年等に発生した地滑り、豪雨及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九号）（厚生労働省）

1　被爆者健康手帳取得者であって、国内に居住地及び現在地を有しない者が、その者の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、その住所を管轄する領事官等を経由して、厚生労働大臣に申請書を提出するものとした。（第八条第二項関係）

2　1の申請書の厚生労働大臣への提出は、その住所を管轄する領事官等から、1の申請者が最後に国内に有した居住地等の都道府県知事（国内に居住地及び現在地を有しない状態で被爆者健康手帳の交付の申請を行い、当該手帳の交付を受けた者で、当該交付を受けた時以後、国内に居住地及び現在地を有しないものであるときは、当該交付を行った都道府県知事）を経由して行うものとした。（第八条第三項関係）

3　厚生労働大臣は、1の認定をしたときは、2の都道府県知事を経由して認定書を交付するものとした。（第八条第四項関係）

4　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。